

協議項目 21 「土地利用の取扱いに関する事」

協議項目 21 「土地利用の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成 20 年 4 月 22 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

土地利用の取扱い

- 1 富士見都市計画区域は、土地利用規制の急激な変化を避けるため、合併からおおむね 10 年後に前橋都市計画区域に統合するまでの間、市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)を実施しないものとする。
- 2 富士見都市計画用途地域の区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、前橋都市計画区域、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の統合時期に合わせて、前橋市全体として調整を図るものとする。